

権力者が「憲法を変える」って？ その1



日本の憲法は、戦争の反省のもとにつくりあげられた憲法で、軍事力によらない平和主義を掲げています。憲法は国民の平和と自由を守り、権力者を縛るためのもの。いま、権力者が憲法を変えようとしています…

第二章 戦争の放棄

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

戦争はダメ！平和が良い！というねがいは、みなさん共通のねがいではないでしょうか。軍事的抑止力の強化を最優先させるのか、外交・対話を最優先させるのか。どの道を選ぶのか、わたしたち国民一人ひとりが考えていかななくてはならない大切な問題です。

福田康夫元首相 2026年1月のインタビュー

「朝鮮戦争やベトナム戦争、イラク戦争にも参加しなかった。これは今の憲法があったから。平和憲法の力は偉大です。」

自民党・日本維新の会の改憲案は、▽
憲法第九条に自衛隊を明記するものです。

維新の会は、九条の**2項**を削除して、集団的自衛権行使の全面容認にまで踏み込んでいます。

→日本が戦争に参加できないという歯止めが、無くなることとなります



この問題を、よりわかりやすく解説する宮本徹元衆院議員のYouTube動画「週刊宮本徹」をご覧ください。



最低賃金の引上げと労働時間の短縮を！



高市首相は、最低賃金を「2020年代に時給1500円」とする目標も投げ捨ててしまいました。全国労働組合総連合（全労連）の最低生計費調査では、時給1700円～1900円が必要との結果。人間らしい生活に最低必要な額を求めると同時に全国一律制の実現が必要です。

労働組合で労働時間の短縮と賃上げ交渉を

高市首相は「ワーク・ライフ・バランスという言葉捨てるとも発言し、**労働時間の規制緩和**の検討を急ぐように指示。日本経済団体連合会（経団連）は、**裁量労働制**（※）の拡大や、労働時間規制も簡単に対象外とできることを狙っています。それよりも、賃下げなしで「**1日7時間労働の実現**」に向けた規制強化を実現

させたいですね。それにはストライキで闘う労働組合に加入して、みんなで一緒に声をあげることが重要ですが、労働組合の組織率は16%。ほとんどの職場に組合がなく、賃上げ要求も団体交渉も行われていない実態です。

ひとりひとりのちからは小さくても

みんなで寄せ合えば大きな力に！



非正規雇用の人たちも団体交渉で要求し、賃上げを勝ち取る大きな流れをつくることも実現可能です。（専門家による労働相談も受付けています）

※裁量労働制：実際に何時間働いたかに関係なく、労使協定で定めた時間だけ働いたとみなす制度です。仕事の進め方などを「労働者の裁量」にゆだねる体裁ですが、所定労働時間ではできない仕事が押しつけられ、サービス残業を強いられることにもつながります。

日本共産党は、企業・団体献金も政党助成金も受け取らない政党です。企業・団体献金の全面禁止と政党助成制度の廃止を一体で行うことが、金権腐敗政治を無くす道だと考えます。

東村山民報 2026年3月号外 山田たか子活動紹介です。
◇東村山民報社◇ 小松恭子 東村山市美住町1-2-5

＊山田たか子 HP



＊しんぶん赤旗 がおもしろい！

日刊紙 月3,497円

日曜版 月990円

（同額で電子版もあります）

お申し込みは山田までどうぞ(^_^)

